

議員提出議案第 5 号

特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律の
改正を求める意見書

上記の議案を会議規則第14条第 1 項の規定により提出する。

令和 8 年 9 月 24 日

提出者 西東京市議会議員 下 田 純 一

賛成者 西東京市議会議員 八 矢 好 美

西東京市議会議員 森 しんいち

西東京市議会議員 中 村 すぐる

西東京市議会議員 後 藤 ゆう子

西東京市議会議員 山 崎 英 昭

西東京市議会議員 納 田 さおり

西東京市議会議員 田 村 ひろゆき

西東京市議会議員 長 井 秀 和

特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律の 改正を求める意見書

建設業におけるアスベスト被害は、長年にわたり多くの労働者等の生命と健康を脅かし、深刻かつ甚大な被害をもたらしてきた。こうした被害の救済を求め、2008年5月に建設アスベスト訴訟が提起された。

2021年5月の最高裁判所判決により、国の賠償責任が確定し、これを受けて「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」（以下「建設アスベスト給付金法」という。）が成立した。現在、同法に基づき、被害者に対して給付金が支給されている。

一方、建設アスベスト給付金法は、国による給付金の支給を定めるものであり、最高裁判決において賠償責任が認められたアスベスト建材製造企業等が、被害者救済のために賠償金を拠出する仕組みについては定められていない。そのため、被害者の全面的な救済という観点から、なお課題が残されている。

2025年8月には、首都圏建設アスベスト訴訟東京第1陣及び第2陣訴訟において、被告となった建材製造企業との大規模な和解が成立した。その後、全国のアスベスト訴訟においても相次いで和解案が示されるなど、裁判によらない解決に向けた動きが広がっている。

建設アスベスト給付金法附則第2条には、「国は、国以外の者による特定石綿被害建設業務労働者等に対する損害賠償その他特定石綿被害建設業務労働者等に対する補償の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定されている。

こうした和解の動きや法の趣旨を踏まえれば、アスベスト建材製造企業等についても被害者救済に取り組む仕組みを構築することが求められ、そのための法改正が必要である。

また、建設アスベスト給付金法は、最高裁判決の枠組みを踏襲して制度化されたため、主に屋外で作業に従事していた建設アスベスト被害者や国の賠償責任が認められた期間外に就労していた被害者等が、給付の対象とならない場合がある。この点でも、被害の実態を十分に反映したものとは言えず、給付の対象範囲も見直す必要がある。

よって、建設アスベスト被害者の全面的かつ早期の救済を実現するため、国において下記の事項について速やかに取り組むよう強く求める。

- 1 建設アスベスト給付金法附則第2条の趣旨を踏まえ、国による救済に加え、アスベスト建材製造企業等が賠償金を基金へ拠出する仕組みを創設するなど、被害者の全面的な救済につながる制度の充実を図るため、関係法令の改正を行うこと。
- 2 被害者の全面的な救済を図るため、屋外作業従事者、解体・改修作業従事者及び国の賠償責任が認められた期間外の就労者等を中心に、アスベスト被害の実態を徹底的に把握し、給付金制度の対象範囲を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月30日

西東京市議会議長 佐藤 公男

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、環境大臣